

1 調査の内容

(1) 調査の目的

本調査は、労使間の意思の疎通を図るためにとられている方法、その運用状況等、事業所側の意識及び労働者の意識等の実態を明らかにすることを目的とする。

(2) 調査の範囲

ア地域

全国

イ 産業

日本標準産業分類(平成25年10月改定)による次に掲げる16大産業

- (7) 鉱業, 採石業, 砂利採取業
- (化) 建設業
- (ウ) 製造業
- (エ) 電気・ガス・熱供給・水道業
- (オ) 情報通信業
- (カ) 運輸業, 郵便業
- (キ) 卸売業, 小売業
- (1) 金融業,保険業
- (ケ) 不動産業, 物品賃貸業
- (コ) 学術研究, 専門・技術サービス業
- (サ) 宿泊業, 飲食サービス業
- (シ) 生活関連サービス業, 娯楽業 (その他の生活関連サービス業のうち、家事サービス業を除く)
- (ス) 教育, 学習支援業
- (ヤ) 医療, 福祉
- (ソ) 複合サービス事業
- (タ) サービス業(他に分類されないもの)(外国公務を除く)

ウ 事業所

事業所母集団データベース(令和3年次フレーム(確報))を母集団とし、上記イに掲げる産業に属する常用労働者30人以上を雇用する民営事業所のうち、産業、事業所規模別に層化無作為抽出した約5,500事業所(うち労働者調査を実施したのは約900事業所)

工 労働者

事業所調査の調査対象事業所を産業、事業所規模別に層化し、事業所を第一次抽出単位、当該事業所において雇用される労働者を第二次抽出単位とした層化二段無作為抽出によって抽出した約6,400人の労働者

(3) 調査事項

[事業所調查]

ア 事業所の属性に関する事項

(7) 事業所名、所在地

- (4) 法人番号
- (ウ) 事業所が属する企業規模
- (エ) 事業所の常用労働者数
- (オ) 正社員以外の労働者の有無
- (カ) 労働組合の有無
- イ 労使コミュニケーション全般に関する事項
 - (ア) 労使コミュニケーションを重視する内容
 - (イ) 労働条件の個別的決定の対象となる従業員割合の増減
- ウ 労使協議機関に関する事項
 - (ア) 労使協議機関の有無
 - (イ) 労使協議機関の設置の根拠
 - (ウ) 下部組織としての専門委員会の有無
 - (エ) 労使協議機関の開催形態
 - (オ) 正社員以外の労働者の従業員代表の有無及び従業員代表の労働者の就業形態
 - (カ) 労使協議機関に付議する事項及び専門委員会で取り扱う事項
 - (キ) 労使協議機関の成果の有無及び成果の内容
- エ 職場懇談会に関する事項
 - (7) 職場懇談会の有無及び開催の有無
 - (イ) 職場懇談会における話合い事項
 - (ウ) 職場懇談会の成果の有無及び成果の内容
 - (エ) 正社員以外の労働者の参加の有無及び参加した労働者の就業形態
- オ 苦情処理に関する事項
 - (ア) 苦情処理機関の有無及び種類
 - (イ) 正社員以外の労働者の苦情処理機関利用資格の有無及び利用資格がある正社員以外の 労働者の就業形態
 - (ウ) 苦情処理機関の利用の有無及び苦情の解決状況
 - (エ) 苦情の内容
- カ 外部の機関等の利用に関する事項
 - (ア) 外部の機関等の利用の有無及び利用した機関の種類
 - (イ) 今後の外部の機関等の利用の有無及び利用しない理由
- キ 労使関係についての認識
 - (ア) 労使関係についての認識

[労働者調査]

- ア 個人の属性に関する事項
 - (ア) 性別
 - (イ) 年齢階級
 - (ウ) 勤続年数階級
 - (エ) 職種
 - (オ) 就業形態
 - (カ) 役職

- イ 労使コミュニケーション全般に関する事項
 - (ア) 労使コミュニケーションの良好度
 - (イ) 労使コミュニケーションを重視する内容
- ウ 労働組合に関する意識
 - (ア) 労働組合の有無及び加入状況
 - (イ) 労働組合に加入しない理由
 - (ウ) 労働組合の必要度及び労使コミュニケーションにおいて期待する役割
 - (エ) 企業外の労働組合への加入状況
- エ 労使協議機関に関する事項
 - (ア) 労使協議機関の有無
 - (イ) 労使協議機関の協議内容等の認知方法
 - (ウ) 労使協議機関の協議内容等の認知の程度
- オ 個人の処遇等に関する事項
 - (ア) 不平や不満の有無
 - (イ) 不平や不満の伝達の有無
 - (ウ) 不平や不満の内容
 - (エ) 不平や不満の伝達方法
 - (オ) 不平や不満の伝達結果
 - (カ) 不平や不満を伝達しなかった理由

(4) 調査の時期

令和6年6月30日現在の状況について、同年7月に調査を実施した。

(5) 調査の方法

「事業所調查]

都道府県労政主管課又は労政主管事務所の職員が、調査対象事業所に対し、事業所調査票を直接又は郵送により配布した。調査対象事業所が記入後、郵送又はオンラインにより提出した。

[労働者調査]

都道府県労政主管課又は労政主管事務所の職員が、事業所調査の対象事業所に対し、調査客体となる労働者の抽出及び労働者調査票の配布を依頼した。調査対象労働者が記入後、事業所がまとめて郵送又は調査対象労働者がオンラインにより提出した。

(6) 調査機関

事業所調查:厚生労働省-都道府県労政主管課-(都道府県労政主管事務所)-事業所 労働者調查:厚生労働省-都道府県労政主管課-(都道府県労政主管事務所)-事業所-労働者

(7) 集計・推計方法

[事業所調査]

産業、事業所規模ごとに復元倍率を算出し、復元倍率を用いて集計した結果から構成比等を算出した。

[労働者調査]

労働者調査の調査対象事業所の常用労働者数及び有効回答労働者数をもとに、事業所別に復元倍率を算出し、復元倍率を用いて集計した結果から構成比等を算出した。

(8) 調査客体数、有効回答数及び有効回答率

[事業所調査]

調査客体数 5,490 有効回答数 2,680 有効回答率 48.8%

[労働者調査]

調査客体数 6,370 有効回答数 2,613 有効回答率 41.0%

2 標本設計

事業所、労働者の抽出は次のとおり行った。

(1) サンプルフレーム

本調査は、事業所母集団データベース(令和3年次フレーム)により作成した常用労働者30人以上の民営事業所リストをサンプルフレームとした。

(2) 抽出方法

ア 事業所票については、事業所を抽出単位とする層化一段抽出とし、労働者票については、事業所を第一次抽出単位、労働者を第二次抽出単位とする層化二段抽出法を用いた。

イ 層化基準は、産業(16区分)及び事業所規模(4区分)とした。

(3) 目標精度

ア 事業所調査

産業 (16 区分)、事業所規模 (4 区分) 別に特定の属性を持つ事業所の割合について、回収率の前提を 65%とし、目標精度 (信頼水準 68.3%) が概ね 6.4%以内となるよう下記の算式により標本事業所数を決定した。

$$S = \sqrt{\frac{M-m}{M-1} \cdot \frac{p(1-p)}{m}}$$

S:目標精度(比率の標準誤差)

M:母集団事業所数

m:標本事業所数

p:特定の属性を有する事業所割合(=0.5)

イ 労働者調査

産業(16区分)、事業所規模(4区分)別に特定の属性を持つ労働者の割合について、回収率の前提を60%とし、目標精度(信頼水準68.3%)が概ね7.5%以内となるよう下記の算式により標本労働者数を決定した。

$$S = \sqrt{\left(\frac{1}{m} - \frac{1}{M}\right)C^2 + \left(\frac{1}{n} - \frac{M}{N} \cdot \frac{1}{m}\right)p'(1 - p')}$$

N:母集団労働者数

n:標本労働者数

p':特定の属性を有する労働者割合 (=0.5)

C: ある属性をもつ労働者の割合の事業所間標準偏差(事業所間のばらつきが一様分布であると仮定した場合の事業所間標準偏差 $1/\sqrt{12} = 0.3$ を使用)

3 達成精度

(1) 標準誤差

ア 事業所調査

達成精度計算は、「労使関係の維持について『おおむね安定的に維持されている』と回答した事業所の割合」についての標準誤差 $\sqrt{\hat{V}(\hat{R})}$ を、下記のとおり求めることにより行った。

$$\widehat{V}(\widehat{R}) = \frac{1}{M^2} \sum_{h=1}^{L} M_h (M_h - m_h) \left(\frac{Var(X_h)}{m_h} \right)$$

ただし、

$$M = \sum_{h=1}^{L} M_h$$

h : 層

 M_h : 第h層における母集団事業所数 m_h : 第h層における集計対象事業所数

$$Var(X_h) = \frac{1}{m_h - 1} \sum_{i=1}^{m_h} (X_{hi} - \bar{X}_h)^2$$

 X_{hi} : 第 h 層の第 i 事業所が労使関係の維持の認識について「おおむね安定的に維持されている」と回答したか否か(可=1, 否=0)

$$\bar{X}_h = \frac{1}{m_h} \sum_{i=1}^{m_h} X_{hi}$$

労働者調査 イ

達成精度計算は、「事業所での労使コミュニケーションがどの程度良好かという問について 『やや良い』と回答した労働者の割合」についての標準誤差 $\sqrt{\hat{V}(\hat{R})}$ を、下記のとおり求める ことにより行った。

$$\hat{V}(\hat{R}) = \hat{R}^2 \sum_{h=1}^{L} r_h^2 \left\{ \frac{M_h(M_h - m_h')}{m_h' - 1} \left(\frac{s_{xh}^2}{\hat{X}^2} - 2 \frac{s_{(x,y)h}}{\hat{X}\hat{Y}} + \frac{s_{yh}^2}{\hat{Y}^2} \right) + \frac{M_h}{m_h'} \sum_{i=1}^{m_h'} \frac{N_{hi}'(N_{hi}' - n_{hi}')}{n_{hi}' - 1} \frac{t_{xhi}^2}{\hat{X}^2} \right\}$$

ただし、

 \hat{R} :推計値

h:層

 M_h : 第 h 層における母集団事業所数 m_h : 第 h 層における事業所調査集計対象事業所数 m_h' : 第 h 層における労働者調査集計対象事業所数

 N'_{hi} : 第h層における第i番目の労働者調査集計対象事業所の総常用労働者数

 n'_{hi} : 第h層における第i番目の労働者調査集計対象事業所の集計対象常用労働者数

 N_h' :第h層における労働者調査集計対象事業所の総常用労働者数の合計($=\sum_{i=1}^{m_h'}N_{hi}'$)

 N_{hi} : 第h層における第i番目の事業所調査集計対象事業所の総常用労働者数

 N_h : 第 h 層における事業所調査集計対象事業所の総常用労働者数の合計(= $\sum_{i=1}^{m_h} N_{hi}$)

X_{hii}: 第 h 層における第 i 番目の労働者調査集計対象事業所の第 j 番目の集計対象常用労働者 が、事業所での労使コミュニケーションがどの程度良好かという問について「やや良い」 と回答したか否か (可=1、否=0)

 r_h : 第h層における労働者調査集計対象事業所から計算した常用労働者数の推計値

 $\frac{M_h}{m_h'}\sum_{i=1}^{n}N_{hi}'$ に対する、事業所調査集計対象事業所から計算した常用労働者数の推計値 $\frac{M_h}{m_h}$ $\sum_{i} N_{hi}$ の比率

$$r_h = \frac{\frac{M_h}{m_h} \sum_{i=1}^{m_h} N_{hi}}{\frac{M_h}{m_h'} \sum_{i=1}^{m_h'} N_{hi}'} = \frac{\frac{M_h}{m_h} N_h}{\frac{M_h}{m_h'} N_h'} = \frac{\frac{N_h}{m_h}}{\frac{N_h'}{m_h'}}$$

$$\begin{split} \widehat{\bar{X}}_{hi} &= \frac{1}{n'_{hi}} \sum_{j=1}^{n'_{hi}} X_{hij} \,, \quad t_{xhi}^2 = \frac{1}{n'_{hi}} \sum_{j=1}^{n'_{hi}} \left(X_{hij} - \widehat{\bar{X}}_{hi} \right)^2 \, (= \widehat{\bar{X}}_{hi} \left(1 - \widehat{\bar{X}}_{hi} \right)) \,, \\ \widehat{\bar{X}}_h &= \frac{1}{m'_h} \sum_{i=1}^{m'_h} N'_{hi} \widehat{\bar{X}}_{hi} \,, \quad \widehat{\bar{Y}}_h = \frac{1}{m'_h} \sum_{i=1}^{m'_h} N'_{hi} \\ S_{xh}^2 &= \frac{1}{m'_h} \sum_{i=1}^{m'_h} \left(N'_{hi} \widehat{\bar{X}}_{hi} - \widehat{\bar{X}}_h \right)^2 \,, \quad S_{yh}^2 = \frac{1}{m'_h} \sum_{i=1}^{m'_h} \left(N'_{hi} - \widehat{\bar{Y}}_h \right)^2 \end{split}$$

$$s_{(x,y)h} = \frac{1}{m_h'} \sum_{i=1}^{m_h'} \left(N_{hi}' \hat{\bar{X}}_{hi} - \hat{\bar{X}}_h \right) \left(N_{hi}' - \hat{\bar{Y}}_h \right), \quad \hat{X} = \sum_{h=1}^{L} r_h M_h \hat{\bar{X}}_h \;, \quad \hat{Y} = \sum_{h=1}^{L} r_h M_h \hat{\bar{Y}}_h \;, \quad \hat{R} = \frac{\hat{X}}{\hat{Y}}$$

である。

(2) 達成精度結果

達成精度の結果は、次の表のとおりである(事業所調査については、「労使関係の維持について 『おおむね安定的に維持されている』と回答した事業所の割合」、労働者調査については、「事業 所での労使コミュニケーションがどの程度良好かという問について「やや良い」と回答した労働 者の割合」。)。推計値を中心としてその前後に標準誤差の2倍の幅を取れば、その区間に全数調査 から得られるはずの値(真値)が約95%以上の確率で存在すると考えてよい。

事業所調査

産業	推計値	標準誤差
産業	(%)	(%ポイント)
調査産業計	56. 4	1.6
鉱業,採石業,砂利採取業	59. 8	7. 3
建 設 業	60.8	4. 7
製 造 業	57. 1	4. 1
電気・ガス・熱供給・水道業	19. 5	3. 0
情 報 通 信 業	49. 5	6. 7
運輸業,郵便業	52. 7	4. 5
卸 売 業 , 小 売 業	52. 8	5. 0
金融業,保険業	37. 4	5. 9
不 動 産 · 物 品 賃 貸 業	51.8	6. 0
学術研究,専門・技術サービス業	51. 9	4. 3
宿泊業、飲食サービス業	70. 9	6. 6
生活関連サービス業,娯楽業	58. 5	5. 7
教育,学習支援業	59. 9	4. 2
医療,福祉	56. 7	4. 4
複合サービス事業	38. 2	3. 3
サービス業(他に分類されないもの)	62. 9	4. 1

※事業所規模 30 人以上

労働者調査

立 来	推計値	標準誤差
産業	(%)	(%ポイント)
調査産業計	43. 3	1.7
鉱業,採石業,砂利採取業	41. 2	5. 2
建 設 業	47.8	3. 4
製 造 業	39. 5	4.0
電気・ガス・熱供給・水道業	50. 2	3.9
情 報 通 信 業	49. 0	2.8
運輸業,郵便業	49. 4	6. 5
卸 売 業 , 小 売 業	35. 7	3. 4
金融業,保険業	47. 2	3.9
不 動 産 · 物 品 賃 貸 業	47. 1	6. 0
学術研究,専門・技術サービス業	46. 2	2.8
宿泊業、飲食サービス業	47. 1	4.6
生活関連サービス業, 娯楽業	34.8	5.8
教育, 学習支援業	54. 2	9. 6
医療,福祉	51. 2	4. 9
複合サービス事業	47. 2	7. 5
サービス業(他に分類されないもの)	34.0	6. 7

※事業所規模 30 人以上

4 調査結果利用上の注意

- (1) 本調査は標本調査であるので、母集団に復元したものを調査結果として表章している。
- (2) 統計表に用いている記号は次のとおりである。
 - ア 「0.0」は、該当数値はあるが四捨五入の結果、表章単位に満たないものを示す。
 - イ 「一」は、該当数値がないものを示す。
 - ウ 「…」は、表章することが不適当なものを示す。
 - エ 数値の右に「*」が付されているものは、分母となるサンプル数が事業所調査では1以上3 未満、労働者調査では1以上10未満のものを示し、統計の精度に問題があるため、利用する際 は注意を要する。
- (3) 統計表等の数値は、表章単位未満を四捨五入しており、項目の和が計の数値に合わないことがある。

5 集計事項一覧表

【事業所調査】 ●=表頭事項 ○=表側事項 ▲=未収録(表頭事項) △=未収録(表側事項)

	刀叫且』	● - 衣坂寺久 ○ - 衣尚寺久 ▲				1	1							1		1												_	—	
		本報告書における統計表番号						第 1 表	第 2 表	第 3 表	第 4 表	第 5 表	第 6 表	第 7 表	第 8 表	第 9 表	第 10 表	第 11 表	第 12 表	第 13 表	第 14 表	第 15 — 1 表	第 15 — 2 表	第 16 1 表	第16-2表	第17-1表	第17-2表	第 18 表	第 19 表	第 20 表
調査票の		原表番号	第 1 表	第 2 表	第 3 表	第 4 表	第 5 表	第 6 表	第 7 表	第 8 表	第 9 表	第 10 表	第 11 表	第 12 表	第 13 表	第 14 表	第 15 表	第 16 表	第 17 表	第 18 表	第 19 表	第 20 1	第 20 2	第 21 1	第 21 2	第 22 1	第 22 2	第 23 表	第 24 表	第 25 表
項目番号	調査事項	over alle.	_					_	_	0	_	_	_	_	_	_	_	_	0	0	_	表	表	表	表	表	表	_		_
名簿		産業		Δ.	Δ.	Δ.	Δ.	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4	事業所の属性	企業規模	Δ	•	Δ	Δ	Δ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5	に関する事項	事業所規模	Δ	Δ	•	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ
6		正社員以外の労働者の有無	Δ	Δ	Δ	A	Δ	0	0	0	0	0	0	Δ	0	0	0	0	0		0			0	0	0	0	0	0	Δ
7	**	労働組合の有無	Δ	Δ	Δ	Δ	A	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8	労使コミュニケーション	労使コミュニケーションを重視する 内容						•								Δ		Δ	Δ							Δ	Δ			Δ
9	全般に関する 事項	労働条件の個別的決定の対象となる 従業員割合の増減							•																					
10		労使協議機関の有無						Δ	\triangle	•							Δ		Δ		Δ							Δ	\triangle	0
11		労使協議機関の設置の根拠									•																			
12		専門委員会の有無										•																		
13		労使協議機関の開催形態											•																	
14	労使協議機関	正社員以外の労働者の従業員代表の有無												•	Δ															
15		従業員代表の正社員以外の労働者の 就業形態												•																
16~28		労使協議機関に付議する事項													•															
16~28		専門委員会で取り扱う事項										•			•															
29		労使協議機関の成果の有無														•			Δ											Δ
30		労使協議機関の成果の内容														•														
31		職場懇談会の有無及び開催の有無						Δ	Δ	Δ						Δ	•				Δ							Δ	Δ	0
32		職場懇談会における話合い事項																•	Δ											
33	世紀和教人に	職場懇談会の成果の有無														Δ			•											Δ
34	職場懇談会に 関する事項	職場懇談会の成果の内容																	•											
35		正社員以外の労働者の職場懇談会へ																Δ		•										
36		の参加の有無 職場懇談会へ参加した正社員以外の																		•										
37		労働者の就業形態 苦情処理機関の有無及び種類						Δ	Δ	Δ							Δ			Ť	•	Δ	Δ	Δ	Δ			Δ	Δ	0
38		正社員以外の労働者の相談窓口の利																				注1	注2	注1	注2	Δ				
39		用資格の有無 相談窓口の利用資格がある正社員以																				•	Δ	Δ				\vdash		
40		外の労働者の就業形態 正社員以外の労働者の苦情処理委員																				Δ	•		Δ		Δ	\vdash		
41		会の利用資格の有無 苦情処理委員会の利用資格がある正																				Δ	•		1			\vdash		
42	苦情処理に	社員以外の労働者の就業形態 相談窓口の利用の有無																					•	•	Δ			\vdash		
43	関する事項	相談窓口における苦情の解決状況																						_						
																								•	Δ					
44		苦情処理委員会の利用の有無 苦情処理委員会における苦情の解決																						Δ.	•			\vdash		
45		状况																						Δ	•					
46		相談窓口を利用した際の苦情の内容 苦情処理委員会を利用した際の苦情																								•		\vdash	\dashv	
47		の内容																									•	Ш	_	
48		外部の機関等の利用の有無								Δ							Δ				Δ			Δ	Δ			•	Δ	Δ
49	外部の機関等 の利用に関す	利用した外部の機関の種類																										•	\triangle	
50		今後の外部の機関等の利用の有無																											•	
51		今後外部の機関等を利用しない理由																											•	
52	労使関係に ついての認識	労使関係についての認識						0	0	0				0			0			0	0	0	0	0	0			0	0	•
÷. ▲ 15.7		ま、政府統計の総合窓口 e-Stat(https://	/	a-ata	+ ~o in	/) က န	±田店	来によ	見載			-	-	•	-	•	•	•					-							_

注: ▲及び△印の未収録は、政府統計の総合窓口 e-Stat(https://www.e-stat.go.jp/)の結果原表に掲載。 1) 苦情処理委員会の有無 2) 相談窓口の有無

【労働者調査】 ●=表頭事項 ○=表側事項 ▲=未収録(表頭事項) △=未収録(表側事項) 事=事業所調査

表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表																								
照主部の 現日番号 選査事項 名簿 事4 事4 事5 第6 7 8 9 9 10 11 12 12 13 14 15 16 17 18 19 20 表 素質 次 次 次 次 次 次 次 次 次 次 次 次 次 次 次 次 次 次 次										1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	第 15 表
在準		調査事項	原表番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	第 21 表
事名 事業所規核	名簿		産業	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ
#6 #52 正社員以外の労働者の有無	事4		企業規模	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事等2 事業所側の労使関係についての認識	事5		事業所規模	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ
性別	事6		正社員以外の労働者の有無	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ			Δ	Δ			Δ
年齢階級	事52		事業所側の労使関係についての認識							Δ				Δ						Δ				
6	4		性別	A	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
関する事項 職権	5		年齢階級	Δ	A	Δ	Δ	Δ	Δ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
T	6	個人の属性に	勤続年数階級	Δ	Δ	•	Δ	Δ	Δ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9 役職	7		職種	Δ	Δ	Δ	•	Δ	Δ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10 労使コミュニ	8		就業形態	Δ	Δ	Δ	Δ	•	Δ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11	9		役職	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	A	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11 に関する事項 労使コミュニケーションを重視する 12 労働組合の有無及び加入状況 13 労働組合に関する意識 14 労働組合に関する意識 労働組合に加入しない理由 15 分働組合に加入しないで労働組合に対称する役割 16 企業外の労働組合の加入の状況 17 労使協議機関の有無 18 労使協議機関の協議内容等の認知方 18 労使協議機関の協議内容等の認知の 19 10 10 10 10 10 10 10	10	ケーション全船	労使コミュニケーションの良好度							•	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3	11										•													
14 労働組合に関する意識 労働組合の必要度 一	12		労働組合の有無及び加入状況							0	0	•		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
14 する意識 労働組合の必要度 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	13		労働組合に加入しない理由										•											
15	14		労働組合の必要度							Δ	Δ			•	Δ	Δ	Δ			Δ				Δ
17	15														•									
18	16		企業外の労働組合の加入の状況									Δ		Δ	Δ	•				Δ	Δ	Δ	Δ	Δ
18 に関する事項 法	17		労使協議機関の有無							Δ							•			Δ	Δ			
	18		労使協議機関の協議内容等の認知方 法															•	Δ					
	19																		•					
20 不平や不満の有無 □ <t< td=""><td>20</td><td rowspan="2">-</td><td>不平や不満の有無</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>Δ</td><td>Δ</td><td>Δ</td><td>Δ</td><td>Δ</td><td>Δ</td><td>Δ</td><td>Δ</td><td></td><td></td><td>•</td><td></td><td></td><td></td><td></td></t<>	20	-	不平や不満の有無							Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ			•				
21 不平や不満の伝達の有無 △ △ △ △ △ △ △ △ △ △ △ △ △ △ △ △ △ △ △	21		不平や不満の伝達の有無							Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ			•				
22 個人の処遇等 不平や不満の内容 △ △	22		不平や不満の内容																		•		Δ	
23 に関する事項 不平や不満の伝達方法	23		不平や不満の伝達方法																			•	Δ	
24 不平や不満の伝達結果 ●	24		不平や不満の伝達結果																				•	
25 不平や不満を伝達しかかった理中	25	1	不平や不満を伝達しなかった理由																					•

注:▲及び△印の未収録は、政府統計の総合窓口 e-Stat(https://www.e-stat.go.jp/)の結果原表に掲載。